

I はじめに

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、これを公表することが義務付けられています。また、同条第 2 項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき、令和元年度における点検・評価の結果を報告するものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、全ての都道府県、市町村等に設置されている行政委員会です。その役割は、様々な属性を持った複数の委員による合議により、専門的な行政職員で構成される事務局を指揮監督し、中立的な意思決定を行うこととされています。

点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として行うものです。

(3) 点検・評価の対象とする事務

地教行法に規定する教育委員会の権限に属する事務事業のうち、本市における教育の基本的な方向性を定めた「第 2 期未来をつくる堺教育プラン（平成 28 年度～令和 2 年度）」の具体的な取組や工程を示した実施プログラムに掲げる事業を対象とし、点検・評価を行いました。

(4) 点検・評価に当たって

点検・評価に当たっては、令和元年度の実施プログラム事業の実績、成果、課題、今後の方向性等について検証を行うとともに、プランに掲げる、基本施策ごとの評価、検証を行いました。

点検・評価の構成は次のとおりです。

■基本施策ごとの評価

プランに掲げる5つの基本的方向性のもと展開している13の基本施策ごとに、各実施プログラム事業の取組内容、成果、課題等の点検結果を踏まえ、今後の方向性や対応を示しています。

■事業評価

基本施策ごとの評価のもととなる事業評価として、実施プログラム事業ごとの詳細な評価を示しています。

■成果指標一覧

基本施策ごとのプラン、各実施プログラム事業の成果指標の推移を示しています。

■学識経験者の講評

次の学識経験者にヒアリングを実施し、指導及び助言を求めるとともに、施策・事業の評価並びに点検・評価の在り方及び実施手法について講評をいただきました。

○森田 英嗣 氏（大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科教授・副学長）

○大野 裕己 氏（滋賀大学 大学院教育学研究科 教授）